

# 新潟県建設業新分野進出優良事業表彰実施要領

## 第1 趣 旨

この要領は、新潟県建設業新分野進出優良事業表彰要綱（以下「要綱」という。）の実施に必要な事項を定めるものである。

## 第2 申 請

### (1) 申請方法

要綱第3条に定める要件を満たす者は、新分野進出優良事業として表彰を受けようとする事業（同第4条の要件を満たす事業）について、次の書類を土木部監理課建設業室（以下「建設業室」という。）に提出するものとする。

- ① 新潟県建設業新分野進出優良事業申請書（第1号様式）
- ② 建設業許可証の写し
- ③ 直近3か年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）
- ④ 新潟県の納税証明書（未納のないことの証明書用）
- ⑤ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（未納税額のない証明書用）
- ⑥ 新分野進出を果たした事業年度が確認できる書類（事業化した時期を証するもの）
- ⑦ 表彰を受けようとする事業に関するパンフレット類
- ⑧ その他、本要領第4に定める選定委員会が別に求める資料

※ 子会社又は関連会社による新分野進出の場合は、上記のほか、子会社又は関連会社であることが確認できる書類及び当該法人に係る③及び④⑤を合わせて添付すること。

※ ④及び⑤については、申請日前3か月以内に発行されたものを有効とする。

### (2) 申請期間

2か月程度を目安とし、詳細はホームページ等に掲載する。

## 第3 調 査

建設業室は申請のあった事業について現地調査を実施する。

## 第4 選定委員会

### (1) 選定委員会の設置

- ① 新分野進出優良事業の適正な選定について意見を述べるため、新潟県建設業新分野進出優良事業選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- ② 委員会は、5名以内の委員で組織する。
- ③ 委員は学識経験等を有し、人格・識見等に優れ、中立・公正の立場を堅持できる者の中から、知事が依頼する。

- ④ 委員の任期は1年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- ⑤ 委員会には、委員の互選により定める委員長を置く。
- ⑥ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- ⑦ 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- ⑧ 委員会の事務局は、建設業室に置く。

## (2) 委員会の開催

- ① 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集する。
- ② 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

## 第5 選定方法

### (1) 選定委員会の意見

申請者は第4に定める委員会において申請事業についてプレゼンテーションを行うものとする。

委員会は申請事業について、次に掲げる事項を検討した上で、新分野進出優良事業の選定について意見を述べるものとする。

なお、検討に当たっては新分野事業の収益性も考慮する。

- ① 雇用創出効果（雇用の創出又は現従業員の雇用維持に繋がっていること。）
- ② 経営資源の有効活用（現に有する資産や技術・技能を有効に活用していること。）
- ③ 新規性、独創性（技術、商品、事業スキーム等が新規性・独創性を有する事業であること。）
- ④ 継続性、将来性（長期的に継続可能な事業であること。事業の展開に将来性があること。）
- ⑤ 地域貢献性（新分野進出等の企業活動を通じて地域の活性化に貢献していること。）

### (2) 新分野進出優良事業の選定

委員会の意見を踏まえた上で、申請事業の中から新分野進出優良事業を選定する。

## 第6 賞揚件数

賞揚件数は、年間5件以内とする。

### (附則)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から実施する。

一部改正 平成26年4月1日

一部改正 平成30年4月1日

一部改正 平成31年4月16日